

令和3年5月号から

広報さいじょうを

全戸配布方式※でお届けします

令和3年5月号から広報さ

いじょうの配布方法を変更し、配布業者等による全戸配布（ポスティング）方式でお届けします。この変更で、これまで広報紙が届いていなかった方へも配布が可能となります。また、地域で広報紙を配布する方なり手不足の解消や、広報紙を届ける費用も削減できるなど複数の課題を解決することができます。配布に関する詳細は、順次広報紙などを通じてお知らせします。

## ▼問合せ

市庁舎本館3階 シティプ

ロモーション推進課 広報係

TEL 0897-152-11204

## これまでとどう変わるか

## ●全世帯に配布！

ポスティング業者等による配布で、今まで届いていなかった方への配布が可能に！

広報さいじょうとあわせて「西条市議会だより」、各地域の「公民館だより」なども同時に配布します。



## ●配布者の負担がなくなります

高齢化などで各地域で課題となっていた配布者の不足を解消することができます。



そのほか、配布方式を見直すことで広報紙にかかる経費を削減することができます。

## 各地域の広報紙等配布担当者へ

3月下旬に配布する4月号で現状の配布方式は終了します。5月号からの配布担当者の変更などの連絡は必要ありません。

## 広報さいじょうはホームページなどご覧いただけます

## マチイロ

スマホやタブレット端末で広報紙が読める無料アプリ。毎月、広報紙が発行されるとお知らせが届きます。



## マイ広報紙

広報紙の掲載記事がインターネットで閲覧できます。

## 市ホームページ

2004年から最新号までの広報紙を閲覧できます。



※全戸配布（ポスティング）方式…原則、西条市が指定した配布業者が全世帯へ配布します。ただし一部地域は郵送や地域の団体で配布を行う場合があります。